

桐生市電子地域通貨カード配付事業 桐ペイ Q & A

【制度について】

Q 1 どのような人が対象になりますか。

- 令和4年11月1日時点の桐生市民（住民台帳に記載されている方）が対象となります。

Q 2 配付するポイントはいくらですか。

- 1ポイント1円換算の桐ペイのポイントを1人5,000ポイント配付します。

Q 3 ポイントはどこで使えますか。

- 市内の「桐ペイ」加盟店であれば、どこでも利用することができます。今回配付したポイントは、大型店舗と一般店舗の区分はありません。

※一部加盟店では、カードの利用ができませんので、カードからスマホアプリへポイントを移行して利用することをお勧めしています。

Q 4 カードを送付してもらうには、申請が必要ですか。

- 申請の必要はありません。カードは、住民基本台帳の住所地へ世帯ごとに世帯主宛に簡易書留で郵送します。

Q 5 カードは何時頃届きますか。

- 11月下旬より順次郵送します。全世帯に郵送するのでお届けするのに時間がかかる場合があります。何卒ご了承ください。

12月下旬になっても届かない場合には以下まで、お問い合わせください

■お問い合わせセンター（12月1日開設）

電話番号：0277-32-3960（受付時間平日9：00～17：00）

Q 7 ポイントの利用期限はいつですか

- お手元に届いてから、令和5年2月28日（火）まで利用することができます。

※期限を過ぎると利用できませんので、ご注意ください。

【交付対象者に関する具体的な質問】

Q 8 基準日（11月1日）以降に死亡した場合はどうなりますか

- 世帯主様以外が亡くなられた場合には、亡くなられた方の分も含めて郵送いたします。
- 世帯主様が亡くなられ、同世帯にご家族がいる場合は、基準日の世帯主様宛に送付します。
- 世帯主様が亡くなられ、単身世帯であった場合は、12/1以降、ご遺族の方が受け取ることができますので、「桐生市電子地域通貨カード受領に関する誓約・申立書」を作成し、桐生市総務部 DX 推進室へ提出ください。なお、申立書を提出された方の身分証明書の確認をさせていただきます。（顔写真付きの証明書は1点、顔写真がない証明書は2点の確認をさせていただきます。）

Q 9 11月1日以降に市外に転居しましたが対象となりますか。

- 基準日現在に住民基本台帳に登録された住所へ郵送いたしますので、忘れずに転送届の提出をお願いいたします。

Q 10 市外の施設に入所している場合はどうなりますか。

- 基準日現在に住民基本台帳に登録された住所へ郵送いたします。同居のご家族が受け取るか、現在の居住地へ郵便が届くよう手続きをお願いいたします。

Q 11 桐生市に居住していますが、諸事情により住民票を桐生市に移していません。対象となりますか。

- 住民基本台帳に記載がある方が対象となりますので、対象外となります。
- ※配偶者からの暴力等を理由に住民登録が桐生市にあるものの、住民票を移すことができない方は、11月28日までに申し出ていただくことで、住民登録のある住所ではなく、現在居住している住所へ送付しますので、申出書により市役所 DX 推進室までお申し出ください。

【カードの受取に関する具体的な質問】

Q 1 2 カードはどのような郵送方法ですか。

- カードは、世帯ごとに世帯主宛に簡易書留でお送りします。

Q 1 3 不在で受け取れなかった場合はどうすればよいですか

- 郵便局の不在通知票が届いていた場合には、郵便局に期限までに必ず受け取りをお願いします。
- 郵便局の保管期間を経過したカード（簡易書留）は、市役所にて保管しています。お手数でも、市役所にてお受け取りください。

【受け取り場所】

お問い合わせセンター（市役所本館 4 階 401 会議室）

TEL：0277-32-3960

【受け取り時間】

平日：午前 9 時～午後 5 時

休日：12/11、12/18、12/25 の午前 9 時～午後 1 時まで

【受け取れる人】

受給対象者（世帯主）又はその同居人若しくは世帯主より委任を受けた代理人

【持参するもの】

1. 受け取りに来る人の本人確認書類

（マイナンバーカード、運転免許証等の顔写真付きの身分証明書 1 点、又は顔写真なしの身分証明書（保険証等）2 点）

2. 受領書

3. 委任状（世帯主より委任を受けた代理人が受領する場合）

※世帯主の身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等の顔写真付きの身分証明書 1 点か保険証等の顔写真なしの身分証明書 2 点のいずれか）の写しを添付してください。

Q 1 4 代理人が窓口で受け取ることはできますか

- 原則、受給対象者（世帯主）又はその同居人の方に受領いただきますが、代理人が受け取ることもできます。代理人が受領する場合、受領書のほか、世帯主からの委任状、代理人の本人確認書類の提示が必要です。なお、世帯主からの委任の証として、委任状には、世帯主の身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等の顔写真付きの身分証明書 1 点か保険証等の顔写真なしの身分証明書 2 点のいずれか）の写しを添付してください。

Q 1 5 送付先を変更してほしい場合はどうすればよいですか。

●基準日の11月1日時点での住民基本台帳に記載された世帯主の住所へ郵送しますので、郵便局の転送サービスをご利用ください。

Q 1 6 11月2日以降に生まれた子供のカードが同封されていませんでした。

●基準日の11月1日時点で住民登録がある方が対象となるため、対象外となります。

Q 1 7 11月2日以降に転入してきましたが、カードはもらえますか

●基準日の11月1日時点で住民登録がある方が対象となるため、対象外となります。

Q 1 8 11月2日以降に家族の一人が市外に転出しましたが、カードを返却する必要がありますか

●返却する必要はありません。ご家族が買い物の代行をお受けいただいても問題ありません。

【カードに関する具体的な質問（利用者）】

Q 1 9 カードを紛失、汚損しました。再発行はできますか。

- カードの再発行はできません。

Q 2 0 交通手段がないためカードを使えるお店までいけません。

- ご家族等に買い物の代行を依頼いただいても問題ありません

Q 2 1 家族のカードを合算して利用できますか

- 生計が同一であり、本人の了承を得ている場合には、複数の世帯員のカードを合算していただいても問題はあります。

Q 2 2 スマホアプリで利用したいのですが、ポイントに移すことはできますか

- スマホアプリの機能で、カードのポイントアプリへ移すことが可能です。
 - ご家族の分も、ご本人の了解があれば、合算してアプリに入れることも可能です。
- ※カードからアプリへのポイントを移行する場合は、カードの残ポイント全額が移行することになります。（一部移行はできません）

Q 2 3 カードをフリマアプリ等で販売してもよいですか。

- 第三者への販売や譲渡は禁止しています。